

## 大多喜町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内における太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止並びに生活環境、自然環境及び景観の保全等を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備(建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。)をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業(盛土、切土等の土地造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。)をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に当該設置事業又は当該発電事業を行う土地を含む。)をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む自治会(一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。)の区域に居住する住民をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

### (町の責務)

第3条 町は、この要綱の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令等(資源エネルギー庁が2017年3月に策定した「事業計画策定ガイドライン(太陽光

発電)」を含む。)及びこの要綱を遵守し、災害の防止並びに生活環境、自然環境及び景観の保全等に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者(以下「地域住民等」という。)との良好な関係を保つよう努めなければならない。

- 2 事業者は、設置事業及び発電事業に起因する事故が発生しないよう適切な安全対策、保守点検及び維持管理を実施するとともに、事故が発生した場合は、速やかに対処するなど、十分な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、設置事業及び発電事業に関して地域住民等から苦情等があったときは、地域住民等の理解を得られるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、発電事業を廃止し、太陽光発電設備が不要となったときは、速やかに撤去するなど適正に処理するものとする。

(適用範囲)

第5条 この要綱の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

(事前協議)

第6条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手する日の60日前までに大多喜町太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)申出書(別記第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて、町長と協議するものとする。

- (1) 大多喜町太陽光発電設備事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 大多喜町地域住民等説明会等実施報告書(別記第3号様式)
- (3) 太陽光発電設置事業の実施に当たり法令等による許認可を受けているときは、その許可書等の写し
- (4) 別表に定める図書
- (5) その他町長が必要と認めるもの

- 2 事業者は、前項の規定により町長と協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、大多喜町太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)申出書(別記第1号様式)及び同項各号に掲げる書類のうち変更の内容を記載した書類等を添えて、町長と協議するものとする。
- 3 町長は、前2項の事前協議が終了したときは、大多喜町太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)終了通知書(別記第4号様式)により、当該事業者に通

知するものとする。

(事業の周知等)

第7条 事業者は、前条第1項の規定による大多喜町太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)申出書(別記第1号様式)の提出をする前に、地域住民等に対し、事業計画その他設置事業の実施に係る事項について周知するとともに、地域住民等から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じるものとする。

2 事業者は、前条第2項の規定による大多喜町太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)申出書(別記第1号様式)の提出をする前に、地域住民等に対し、協議した内容の変更に係る事項について周知するとともに、地域住民等から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じるものとする。

(助言、指導)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 前項の規定による助言又は指導は、助言(指導)通知書(別記第5号様式)によるものとする。

(関係機関への情報提供)

第9条 町長は、前条第1項の規定により指導をした事業者が、正当な理由がなく当該指導に従わない場合又は、関係法令等を遵守しない場合は、関係機関へ情報を提供するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、この告示の施行前に着手された設置事業及び発電事業については、適用しない。

別表（第6条関係）

図書の種類	縮尺	備考
位置図	2,500分の1程度	
現況図	500分の1程度	地形、事業区域、道路名称、高低差及び立竹木等を記入
現況写真		道路に接している付近及び標識設置予定地付近等
土地利用計画図	500分の1程度	地形、事業区域、道路名称、太陽光発電設備、排水施設、植栽及び柵等の計画を記入
造成計画平面図	500分の1程度	切土、盛土を色分けし、事業区域、道路名称、高低差、排水施設及び柵等を記入
造成計画断面図 (縦断面図、横断面図)	500分の1程度	切土、盛土を色分けし、切土、盛土をする前後の地盤面を記入
排水施設計画図	500分の1程度	事業区域内の排水施設及び構造、放流先までの排水経路を記入(土地利用計画図に記入している場合は不要)